

令和8年度

三条市省エネルギー設備導入促進補助金

申請等の手引き

[お問い合わせ先]

三条市経済部商工課（商工係）

TEL 0256-34-5610

FAX 0256-36-5111

1 事業の目的

長引くエネルギー価格高騰の影響下において、工場や事務所の省エネ化に向けた取組を支援することで、市内中小企業者等の経営コストの縮減と脱炭素経営の促進を図ります。

2 補助対象者

次の要件を全て満たしている中小企業者

- (1) 市内に事業所を有していること。
- (2) 常時使用する従業員の数が1人以上であること。(労働基準法(昭和22年法律第49号)第116条第2号の規定により同法の規定を適用しないものを除く。)
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。
- (4) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。ただし、ここでいう「大企業」とは中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に当てはまらないものを指します。
 - ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業(外国法人含む。)の所有に属している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業(外国法人含む。)の所有に属している中小企業者
 - ウ 大企業(外国法人含む。)の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
 - エ 発行済株式の総数又は出資金額の総額がア～ウに該当する法人の所有に属している中小企業者
 - オ ア～ウに該当する法人の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者
- (5) 中小企業庁が依頼する団体が運営するパートナーシップ構築宣言ポータルサイトにパートナーシップ構築宣言を登録していること。

3 補助対象設備

- (1) 高効率空調設備 エネルギー消費性能等(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号、以下「省エネ法」という)第149条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。次号において同じ。)が優れている空調設備をいいます。
- (2) 高効率照明設備 エネルギー消費性能等が優れている照明設備をいいます。
- (3) 地中熱利用設備 地中熱を空調設備等の用途に使用する設備をいいます。

4 補助対象事業

中小企業者の市内の事業所内において行う次に掲げる事業とします。

- (1) 既存の空調設備をよりエネルギー消費性能等の優れた高効率空調設備に入れ替

える事業

(2) 既存の照明設備をよりエネルギー消費性能等の優れた高効率照明設備に入れ替える事業

(3) 既存の空調設備その他市長が認める設備を地中熱利用設備を取り入れた設備（当該既存設備と同種のものに限る。）に入れ替える事業

また、次に掲げる事業に該当する場合は、補助対象事業外とします。

(1) 既存の省エネルギー設備を入れ替える事業

(2) 既存の設備の設置箇所とは異なる部屋等に新たに設置する事業

(3) 故障その他の事由により現に稼働できない既存の設備を入れ替える事業

5 補助対象設備及び補助対象事業の考え方

(1) 高効率空調設備で対象となるものの基準（ア又はイのいずれかに該当すること）

ア 省エネ法によるトップランナー制度における「エアコンディショナー」

次の表に示す、省エネ法による各目標年度におけるトップランナー基準を満たす製品で、既存設備と比較してエネルギー消費量の削減に資するものをいいます。

エアコンディショナーの種類	ユニットの形態・機能	適用する目標年度
家庭用エアコンディショナー	直吹き形で壁掛け形のもの (マルチタイプのものうち室内機の運転を個別に制御するものを除く)	2027年度
	その他のもの	2029年度
業務用エアコンディショナー	該当するすべてのもの	2015年度

(統一省エネラベル表示)



↑100%達成
(補助対象)



↑100%未達成
(補助対象外)



イ 経済産業省が行う「省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型」

において、製品型番号登録を受けている「高効率空調」
 詳細は、一般社団法人環境共創イニシアチブのホームページ
 (<https://sii.or.jp/setsubi07r/search/>)をご確認ください。

(2) 高効率照明設備で対象となるものの基準

ア 省エネ法によるトップランナー制度における「照明器具」

区分名	光源色	適用する目標年度
1	昼光色・昼白色・白色	2020 年度
2	温白色・電球色	

イ トップランナー制度によらない製品については、トップランナー制度と同じ水準に達していれば対象とします。次の表を参考にしてください。(例：施設用（業務用）照明)

区分名	光源色	【目標基準値】 基準固有エネルギー消費効率 (lm/W)
1	昼光色・昼白色・白色	100.0
2	温白色・電球色	50.0

(設備の切替えの定義について) ※1、2

上記高効率空調設備、高効率照明設備について、各設備区分内での設備の切替えをいい、同一の部屋やスペースのために空調や照明を施すものをいいます。

※1 家庭用エアコンディショナーから業務用エアコンディショナーへの切替え、業務用エアコンディショナーから家庭用エアコンディショナーへの切替えは補助対象です。

※2 照明器具区分1から区分2への切替え又は区分2から区分1への切替えは補助対象です。

(3) 地中熱利用設備で対象となるもの

既存の空調設備※3 その他市長が認める設備を地中熱利用設備を利用した当該空調設備その他市長が認める設備に入れ替えるもので、既存設備よりも消費エネルギー量の削減に資するものをいいます。(例:電気エネルギーを熱源とする空調設備から地中を熱源とする空調設備への切替え)

※3 ここでの「空調設備」とは、省エネ法によるトップランナー制度における「エアコンディショナー」に定義される設備をいいます。

6 補助対象経費

対象	○設備費 事業を行うために直接必要な設備又は機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費 ○工事費 事業を行うために直接必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、既存の設備の撤去費
対象外	○足場の設置及び撤去費 ○既存の設備の劣化等に伴う修繕に係る経費 ○既存の設備の廃棄又は処分に係る経費 ○申請者が自ら施工する工事等に係る経費 ○補助対象事業に係る土地の取得費及び賃借料 ○振込手数料 ○消費税及び地方消費税相当額

7 補助率及び上限額

【補助率】 補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）

【補助上限額】 200万円

8 他の制度との組み合わせ

補助金の交付を受けようとする経費が、その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないこととします。

9 手続

(1) 申請書の提出

ア 申請受付期間^{※4~6}

令和8年4月30日(木)～令和8年12月28日(月)まで（商工課必着）

※4 原則持参での提出をお願いいたします。

※5 申請をご検討の場合は、申請前にお早めに商工課へご相談ください。

※6 予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

イ 必要書類^{※7}

※7 次の書類と併せて「申請時チェックリスト」もご提出ください

① 三条市省エネルギー設備導入促進補助金交付申請書（様式第1号）^{※8~10}

・事業計画書（別紙1）

・収支見込書（別紙2）

※8 消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。

※9 見積等をもとに正確に記載してください。

※10 収入の部と支出の部の合計金額が一致するよう記載してください。

② 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

③ 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

④ 建物の所有者を確認できる書類

⑤ 賃貸借契約書の写し及び所有者からの承諾書（自己の所有する建物でない場合に限る。）

⑥ 補助対象事業に係る見積書及び明細書の写し

⑦ 補助対象事業に係る製品の仕様書、カタログ等の写し

⑧ 導入する省エネルギー設備について、入替え前の既存設備と比較してエネルギー消費性能等が優れていることを証する書類^{※11}

※11 (例)地下水利用による冷房設備の場合、同様の機能を有する空調設備と比較して消費電力や性能効率が優れていることを証する書類をいいます。

⑨ 誓約書(みなし大企業に該当しないこと、暴力団排除に関すること各1枚)

⑩ ポータルサイトに登録したパートナーシップ構築宣言

⑪ その他市長が必要と認める書類

ウ 提出先

三条市旭町2-3-1 三条市経済部商工課

電話 0256-34-5611

(持参が難しい場合は必ず事前にご相談ください。)

(2) 審査及び補助決定

事業の内容について審査の上、予算の範囲内で補助採択の可否、交付金額及び交付に当たっての条件等を決定し、文書で通知します。

(3) 変更申請について

事業の内容、予算総額等に変更が生じる場合には、変更を実行する前に三条市省エネルギー設備導入促進補助金変更等申請書(様式第4号)に必要な書類を添付してご提出いただき、承認を得てください。なお、変更内容によっては承認できない場合もありますので、必ず事前にご相談ください。

(4) 実績報告書の提出

事業完了後、所定の実績報告書に必要な書類を添付し、提出してください。

ア 提出期限

事業完了後30日以内又は令和9年2月26日(金)までのいずれか早い方(商工課必着)

イ 提出書類

- ① 三条市省エネルギー設備導入促進補助金実績報告書（様式第5号）※12~15
 - ・事業実施報告書（別紙1）※18
 - ・収支決算書（別紙2）
 - ※12 消費税及び地方消費税を除いた金額で記載してください。
 - ※13 領収書等をもとに正確に記載してください。
 - ※14 収入の部と支出の部の合計金額が一致するよう記載してください。
 - ※15 実績報告書に記載する「補助金の振込先」の名義は申請者名と合致させてください。
- ② 工事請負契約書、工事注文書又は注文請書の写し
- ③ 補助対象事業に係る支払が確認できる書類及びその明細の写し
- ④ 工事完了写真（施工前、施工後及び工事の内容が確認できるもの）
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

〔注意点〕

- 提出期限までに実績報告書の提出がなかった場合は補助金の交付ができませんので、お早めに提出ください。
- 領収書等の支払を証明する書類の宛名は、補助金交付申請者と同一名義としてください。
- 消費税及び地方消費税は補助対象とならないため、消費税及び地方消費税の内訳が請求書等に明示されていない場合も、必ず税額を計算し、税抜き価格でご記入ください。
- 本事業以外の工事等と併せて発注した経費は、補助対象経費にメモを加えるなど分かりやすく明示してください。

ウ 提出方法

郵送又は持参 **〔提出先〕** 〒955-8686 三条市経済部商工課 宛
(郵送の場合、宛先には住所不要)

(5) 補助金額の確定及び補助金の支払い

実績報告書の審査後、補助金額を確定し、文書で通知します。指定の振込先口座に補助金を交付します。

10 その他注意事項

- (1) 交付決定前に発注した経費は対象外です。交付決定後に発注した経費のみ対象となります。
- (2) 本補助対象経費が他の補助事業で採択となった場合、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した場合は、補助金交付決定の取消し又は補助金の返還を求めます。

(3) 事業の効果検証のため、当該補助事業完了後に導入効果調査への協力を依頼する場合がございますので、ご協力ください。